
地震災害における

緊急道路障害物除去（^{けいかい}啓開）

作業マニュアル

平成 25 年 4 月

長野県 建設部 道路管理課

目次

マニュアルの基本事項	3
1 位置づけ.....	3
2 適用範囲.....	4
3 作業手順.....	4
第Ⅰ編 初動態勢	6
1 協力業者の緊急巡回及び報告.....	6
2 情報収集と連絡方法.....	8
第Ⅱ編 応急措置及び緊急道路障害物除去作業	11
1 協力業者の応急措置.....	11
2 緊急道路障害物除去作業態勢及び方針.....	12
3 協力業者の緊急道路障害物除去（啓開）作業態勢.....	16
4 具体的な緊急道路障害物除去（啓開）作業内容.....	17
5 ガレキ等の処理について.....	20
6 負傷・人命救助等の緊急事態への対応.....	21
7 作業報告書の作成及び提出.....	22
9 関係機関との協力.....	25

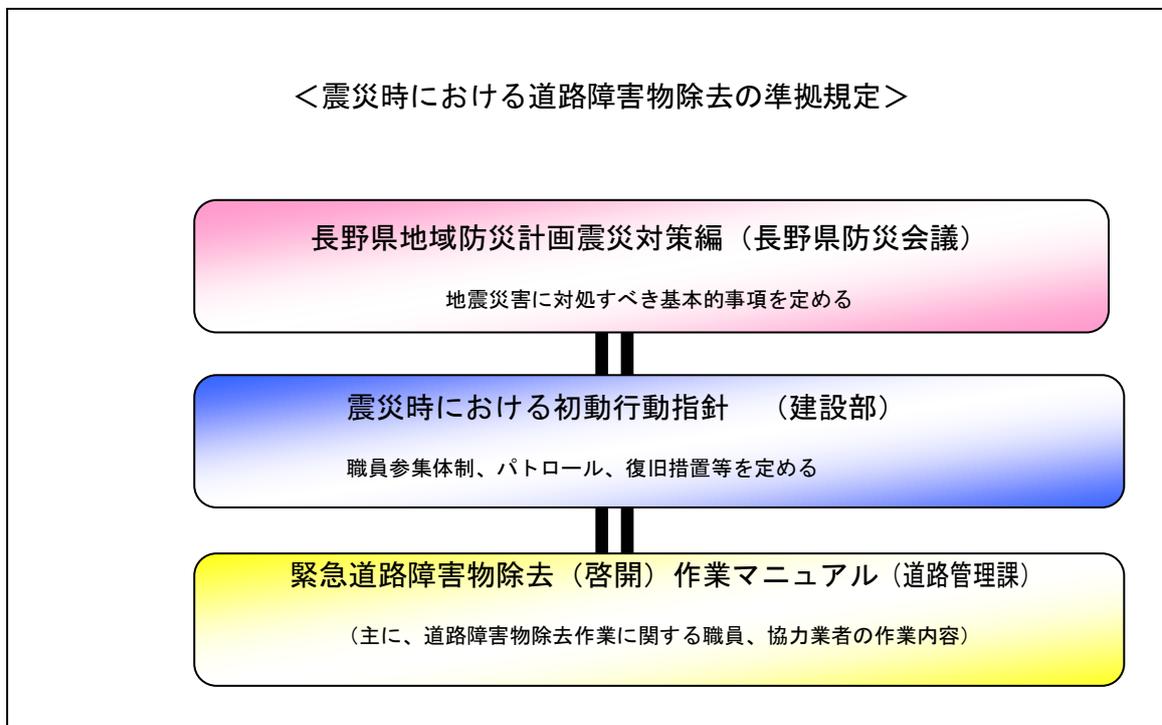
マニュアルの基本事項

1 位置づけ

本マニュアルは、長野県地域防災計画震災対策編第3章第10節「障害物の処理活動」及び第30節「道路及び橋梁応急活動」において定める「県管理の道路施設上の障害物の除去」に関して実施手順等を定めたマニュアルである。震災時における道路障害物除去については、長野県地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）、震災時における初動行動指針（以下、「初動行動指針」という。）及び本マニュアルに基づいて適切な対応を行うこととする。

また、各建設事務所は、本マニュアルに基づき、当該建設事務所の態勢及び管内の道路施設や協力業者の現状を勘案して、当該事務所職員の業務分担の設定、緊急道路障害物除去（啓開）作業路線における協力業者割付けの見直し、職員・協力業者・関係機関相互の連絡方法等、具体的な震災対応方法について取りまとめ、建設事務所毎に緊急道路障害物除去（啓開）作業計画書を作成する。このため、本マニュアルの第Ⅳ編においては、計画書を作成する場合に規定すべき具体的内容を示す。

なお、協力業者とは小規模維持補修工事の民間委託受注者又は、県内に事務所を有する以下の業者のうち、緊急道路障害物除去（啓開）作業に携わる業者を示す。



2 適用範囲

本マニュアルは、県内において、震度6弱以上の地震が発生した時を前提とする。

地震が発生した場合、発生してから復興に至る過程として一般的な概念図は、表-1（上部）に示すとおりである。これを道路復旧過程の面から整理すると、表-1（下部）に示すとおりであり、①参集、②初動態勢確立、③応急対策（巡回、緊急点検、応急措置）、④緊急道路障害物除去（啓開）作業、（上下各1車線確保）⑤応急復旧（調査及び復旧）、⑥本復旧・復興（調査及び復旧）という流れとなる。

本マニュアルは、上記①～④までについて必要となる作業内容を主な対象としてとらえ、発災から緊急道路障害物除去（啓開）作業完了までの各職員及び協力業者の行動、対応手順について記述する。

また、本マニュアルは、必要最低限の対策項目の内容・手順を示したものである。従って、各担当者は災害の状況を的確に把握するとともに、直面した状況に応じて自ら実施すべき対策内容を把握・判断し、迅速かつ着実に進めていくことが必要である。

なお緊急道路障害物除去（啓開）作業とは、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業により、原則として上下各一車線を確保し、避難、救援、救護、救急対策のため震後初期の緊急輸送機能の回復を図ることを言う。

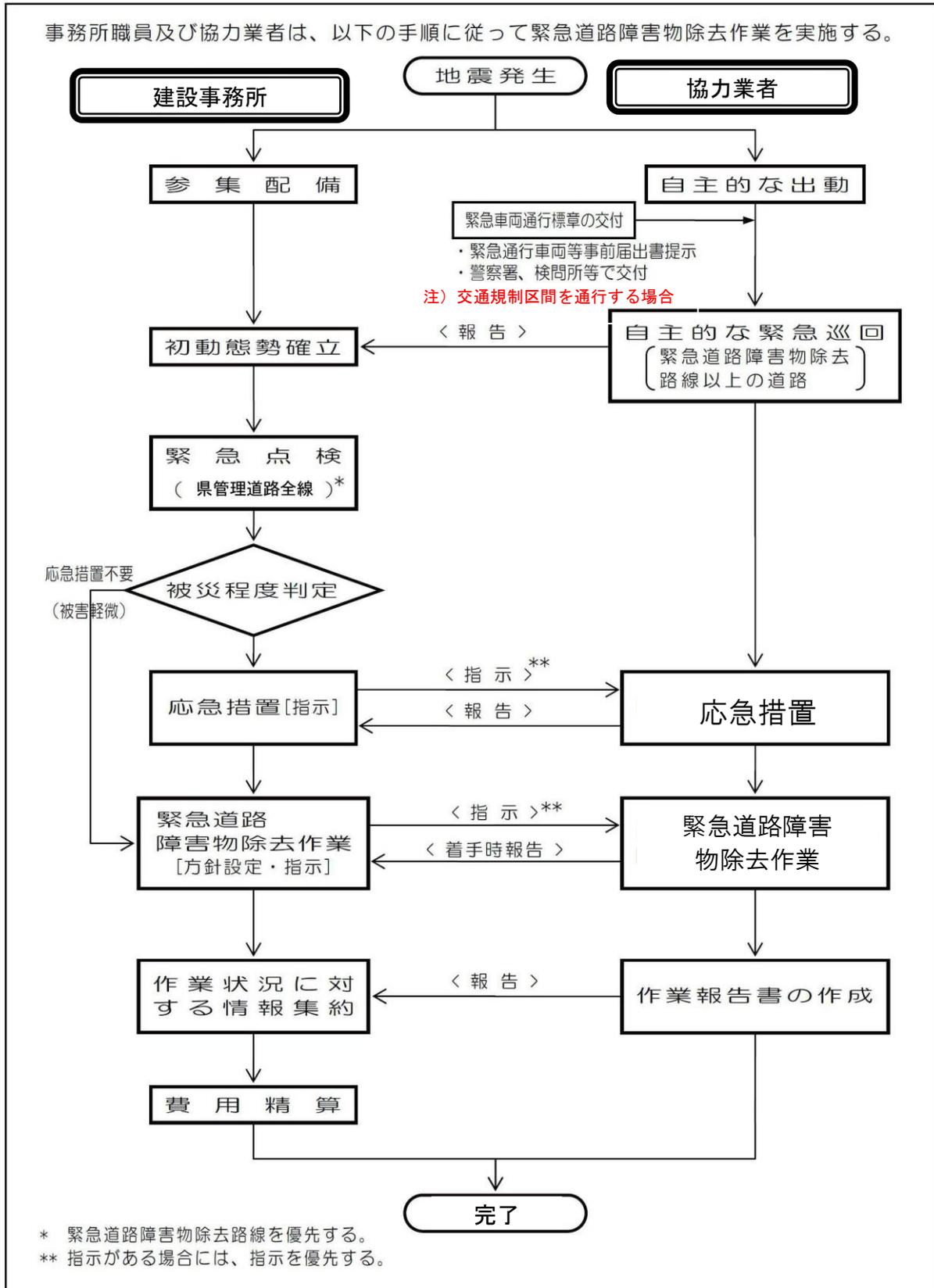
表 1 震災発生後過程概念と本マニュアル適用範囲の概略

経過時間	数時間	1日	3日	数ヶ月	数年	
一般的な過程						
道路の復旧過程	職員	参集配備 初動態勢確立	緊急点検 および応急措置 [指示]	緊急道路障害物除去（啓開） [方針設定、指示]	応急調査・復旧 [方針設定、指示]	本復旧 [方針設定、指示]
	協力者	出勤・緊急巡回 [実施、報告]	緊急措置 [実施、報告]	緊急道路障害物除去（啓開） [実施、報告]	応急調査・復旧 [実施、報告]	本復旧 [実施]
備考	第I編	第II、III編				

地震発生後 概ね3日間

3 作業手順

建設事務所及び協力業者は以下の手順に従って緊急道路障害物除去作業を実施する。



第 I 編 初動態勢

1 協力業者の緊急巡回及び報告

- (1) 協力業者は、震度 6 弱以上の地震の場合、協定を結んでいる道路障害物除去（啓開）作業割当て区間を自主的に緊急巡回し、被災状況を把握するものとする。
- (2) 被害状況は、道路巡回調査表に記入するとともに、その内容を事務所に連絡するものとする。

- (1) 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、協力業者が自主的に行う巡回並びに報告の手順・内容を定めたものである。

建設事務所は、「第IV編計画の作成」に基づきあらかじめ協力業者の作業区間を割り当てるものとする。

協力業者の作業割当て区間の設定については、原則として小規模維持補修工事の民間委託受注者とし、協力業者の所在地、規模、保有資機材量、「第II編 2. 緊急道路障害物除去作業態勢及び方針」に示す路線の優先度及びバックアップ態勢を考慮して設定するものとする。

協力業者は、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、あらかじめ決められた割当て区間の緊急巡回を行うほか、緊急巡回において、二次災害の危険が想定される箇所等については、必要に応じて応急措置を自主的に行う。（応急措置は、原則として、自主的に行うこととするが、これによりがたい場合などは建設事務所に連絡し、その指示に基づいて応急措置を行うこととする。）

震度 6 弱とは、気象庁が発表する長野県内での観測数値を基準とする。なお、長野県警察本部は、大規模災害が発生した場合（震度 6 弱以上の地震が発生し、かつ大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合）、速やかに緊急交通路指定予定路線（地域防災計画資料編 8 緊急輸送関係 資料 33 参照）の通行可否を把握し、災害対策基本法第 76 条 1 項、または大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定に基づき、必要な路線について緊急交通路等の指定を行い、車両通行禁止措置をとる。

協力業者が、道路啓開作業のため交通規制区間を車両で通行する場合には、その車両が緊急通行車両であることを示す「緊急通行車両標章（緊 マーク）」が必要である。

このため、協力業者は、県・警察本部（交通規制課）が審査し事前に交付した「緊急通行車両事前届出済証」を持参して、途上の交通検問所、警察署等で提出し、「緊急通行車両確認標章（緊 マーク）」の交付を受ける。

- (2) 協力業者は、緊急巡回の結果、顕著な被害が見出された場合、第 I 編 2. に示す情報収集と連絡方法により、建設事務所等へ速やかに報告するとともに、表一 I.1.2 に示す道路巡回調査票に必要事項を記入し、速やかに提出する。また、報告書（緊急道路障害物除去（啓開）作業終了時に作成）に添付する被災状況写真を巡回時に撮影する必要がある。ただし、発災直後の事務所への報告には、被災状況写真の代わりに略図を用いてもよい。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、罫及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

表一 I . 1 . 2 道路巡回調査票

No.

平成25年3月25日		走行距離	km	徒歩	回	確認者	〇〇
巡回業者		〇〇建設(株)					
巡回経路		(国)141号→(主)下仁田臼田線					
路線名	場所(目標・時間等)	異常内容・規模等		対処(緊急措置)			
下仁田臼田	佐久市田口(JR踏切10m終点側)	1.	10cm イ	常温合材による擦り付け			

(異常箇所現況写真等)一略図でもよい

道路巡回項目・応急処理の区分

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
路面の状況	1. 車道	ア. 陥没・穴	街路樹等の状況	6. 街路樹	ア. 倒木 イ. 半倒木 ウ. その他	その他	8. 木・雪害 9. その他	ア. 冠水 イ. 調査 ウ. 仮復旧 エ. その他
	2. 歩道	イ. 段差 ウ. その他						
防護柵、照明、標識等の状況	3. 防護柵	ア. 破損	沿道の状況	7. 沿道	ア. 落下物の散乱 イ. 障害物(建物) ウ. 家屋倒壊 エ. 落石・斜面崩壊 ウ. その他			
	4. 照明	イ. その他						
	5. 標識							

2 情報収集と連絡方法

- (1) 道路管理課、建設事務所及び協力業者は、震災時において必要な情報を図－I.2.1 に示す情報網を活用して収集、連絡する。
- (2) 協力業者は、建設事務所と連絡がとれない場合、別途適切な方法により連絡をとるものとする。

- (1) 発災後から緊急道路障害物除去作業に至る期間で、建設事務所職員と協力業者並びに係関係機関との情報連絡網を定めたもので、建設事務所と個々の協力業者が直接連絡し合うものとした。

県の機関と関東地方整備局、警察、市町村、自衛隊等公的機関との情報連絡は防災行政無線を基本とするが、建設事務所と地区協会や個々の協力業者との情報連絡は、一般の有線電気通信設備（N T T等）によるものとする。

また、震度6弱未満の場合で、管理道路に顕著な被害が発生ないしは予想される場合には、県から協力業者に対して出動要請を行う必要がある。

このような状況で有線及び無線設備により通信ができない場合、または通信が著しく困難な場合においては、「震災時における放送要請に関する協定（昭和57年3月1日締結、昭和63年9月27日改正、平成3年3月30日改正）」に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請することができる。要請は、建設部から県災害対策本部（災害対策本部設置前は、危機管理防災課）を経由して行われるが、事前に協力業者招集のための放送文のひな型を作成しておく必要がある。

- (2) 大規模地震発生時において一般有線電気通信設備が使用できない場合、建設事務所は、協力業者に事前に周知する

携帯電話の活用（建設事務所が所有する災害時優先電話（携帯電話）からの通話受信や、衛星電話を利用する。）

第Ⅱ編 応急措置及び緊急道路障害物除去作業

1 協力業者の応急措置

- | |
|--|
| <p>(1) 協力業者は、緊急巡回によって発見された被害箇所にて二次災害の発生や被害の拡大の恐れがある場合には、自主的に応急措置を行うことができる。</p> <p>(2) 協力業者は、建設事務所より応急措置実施の指示があった場合には、それを優先して実施することとする。</p> |
|--|

- (1) 協力業者による応急措置は、緊急巡回によって発見された被害箇所において、二次災害の発生を極力抑えるため、業者自らの判断で自主的に応急措置を実施するよう規定したものである。

なお、協力業者が応急措置実施の要否の判断に迷う場合には、建設事務所に連絡し、その指示に基づいて適切に応急措置を行うこととする。

- (2) 職員が実施した緊急点検の結果、早急に応急措置を実施する必要性が生じた場合、建設事務所は協力業者に応急措置を指示する。協力業者は建設事務所等の指示に基づき、当該箇所における応急措置を速やかに実施する必要がある。

2 緊急道路障害物除去作業態勢及び方針

(1) 緊急道路障害物除去（啓開）作業開始を発災後概ね3時間程度経過した頃と想定する

- (1) 各建設事務所における緊急道路障害物除去（啓開）作業の開始は、初動態勢組織下となるが、その後の本来組織への移行を考慮して実施する。
- (2) 緊急道路障害物除去（啓開）は、協力業者との連携を図り、道路の亀裂、陥没の補修、土砂・ガレキ・放置車両の除去等を行い、原則として上下各1車線の確保を目途に実施する。
- (3) 県管理道路の緊急道路障害物除去（啓開）作業は、緊急輸送道路ネットワークを考慮し、適切に実施する。
- (4) 建設事務所は、協力業者からの緊急巡回結果並びに職員の緊急点検、措置結果を踏まえ、県災害対策本部からの指示等と併せて緊急道路障害物除去（啓開）路線の方針を定める。

と、「震災時における初動行動指針（長野県建設部）」により、参集した職員により初動態勢組織立ち上げがなされ、組織が機能しはじめた時点となる。

この後、概ね3日間は、各建設事務所の初動態勢組織による様々な震災対応を行うこととなるため、協力業者や現場点検担当からの情報集約や方針設定、作業指示等の整理を的確に行い、本来組織への移行を円滑に行う必要がある。

また、建設事務所の本来組織への移行がなされた際は、物資の確保・調達、職員の食事の手配、仮眠設備等の設営等、初動態勢時にくらべて様々な業務をこなすとともに、協力業者の応急復旧作業を指揮・監督することとなる。

このため、各建設事務所においては、図一Ⅱ. 2. 1. 1に示すような業務分担及び態勢により緊急道路障害物除去（啓開）にあたることとする。

(2) 路上放置車両や自動車、建物等から路上に散乱した障害物、道路・橋梁等の段差・亀裂により、被災者の救援活動や緊急物資輸送に支障を生じる恐れがある。

このため、長野県では緊急道路障害物除去（啓開）路線を指定し、協定等に基づき、震度6弱以上の地震が発生した場合には協力業者が自主的に巡回を行い、被災状況の把握を行うほか、必要に応じて応急措置並びに緊急道路障害物除去（啓開）を自主的に実施するとしている。（参照：第I編1. 協力業者の緊急巡回及び報告）

緊急道路障害物除去（啓開）とは、選定された緊急道路障害物除去（啓開）路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路を確保するために必要な最小限の対応を示す。（図一Ⅱ. 2. 1. 2）

(3) 県内の緊急交通路、緊急輸送道路ネットワークを含む緊急道路障害物除去（啓開）路線を図一Ⅱ. 2. 1. 4に示す。

なお、緊急道路障害物除去（啓開）作業は、原則として長野県が定める緊急道路障害物除去（啓開）路線から実施し、緊急道路障害物除去（啓開）路線に含まれない国道、県道及び市町村道については、被災状況や地元市町村等からの応援要請等にに応じて着手する。（市町村道については、原則、各道路管理者にて実施する。）

注）「長野県緊急輸送路線は、毎年地域防災計画の変更に合わせて、緊急輸送ルートのバイパス開通等に起因する延長の変更を毎年行っている」

また、緊急道路障害物除去（啓開）作業については、事前の割り当て区間を建設事務所
の指示により協力業者が実施することとしているが、被害が重大かつ広範囲に及
び、作業が長期間になると予想される場合には、概ね、以下の通り優先順位を付けて
集中的に作業を行うよう指示する。但し、県災害対策本部より、別途指示のあった場
合には、それを優先する。

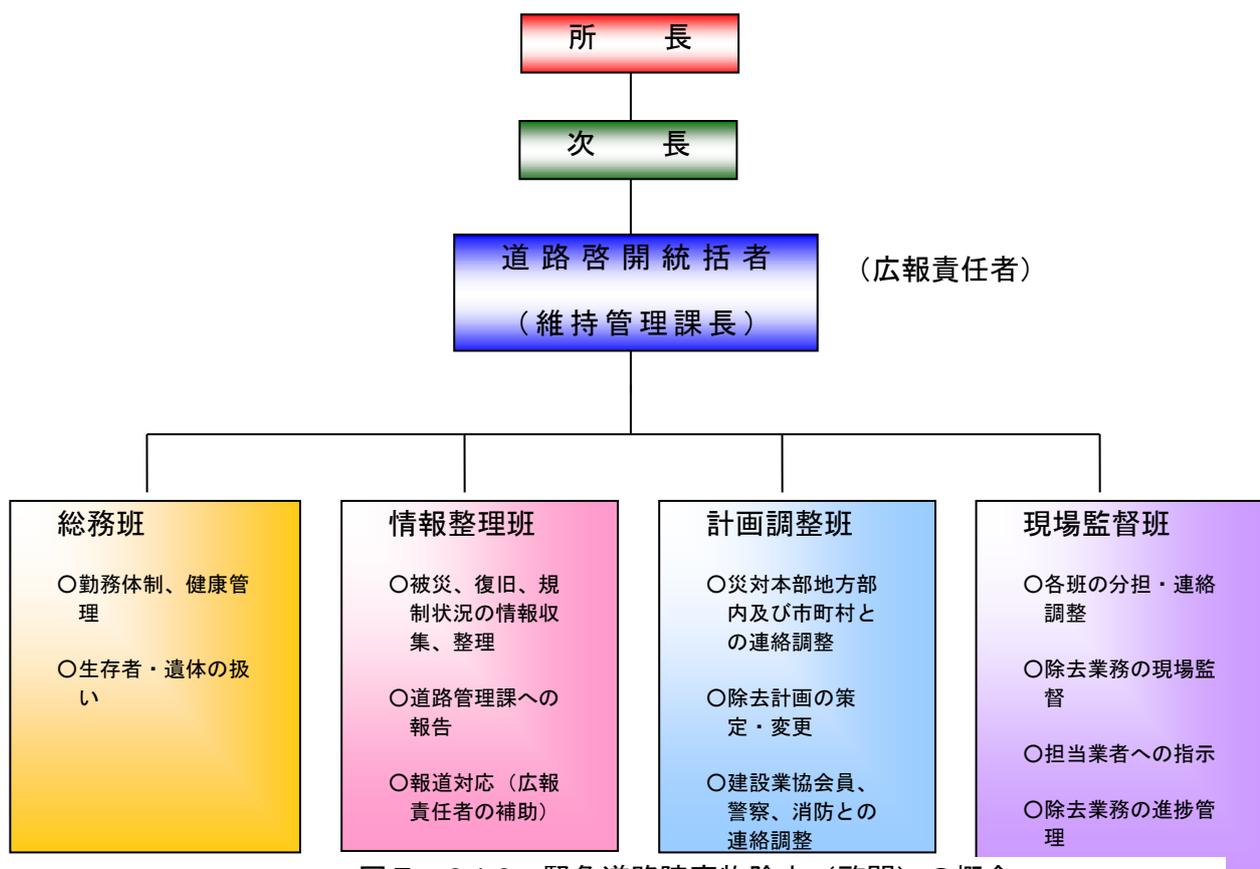
緊急道路障害物除去（啓開）作業路線のうち道路障害物除去作業の優先順位（一般的な場
合）

1. 緊急交通路等に警察が指定した路線（災害対策基本法第 76 条）
2. 第一次緊急輸送路、第二次緊急輸送路（大規模地震対策特別措置法第 24 条）
3. 応急復旧の必要が高い路線（防災拠点や避難場所に接続する路線等）
4. その他の路線（避難場所に接続する道路等）

(1) (2) で述べたように緊急道路障害物除去（啓開）路線の作業分担は、各路線・区間
毎に協力業者があらかじめ定められたとおり、適切に作業を行うこととしている。

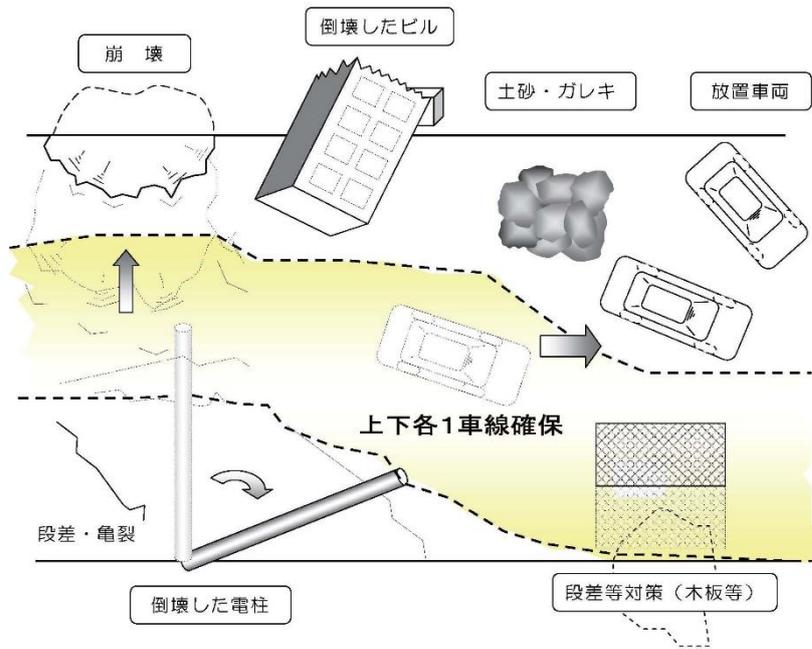
しかしながら、大規模なビルが道路に横倒しとなり、容易に除去作業が行えないよう
な箇所や他機関との調整を要し当分作業を行えない場合、各建設事務所は隣接する建
設事務所との接続状況、迂回路の状況などから、当該協力業者を他の区間、他の建設
事務所等への支援へ回すよう調整する。

図－Ⅱ． 2. 1. 1 <道路障害物除去に係る建設事務所の態勢（例）>



◎広報責任

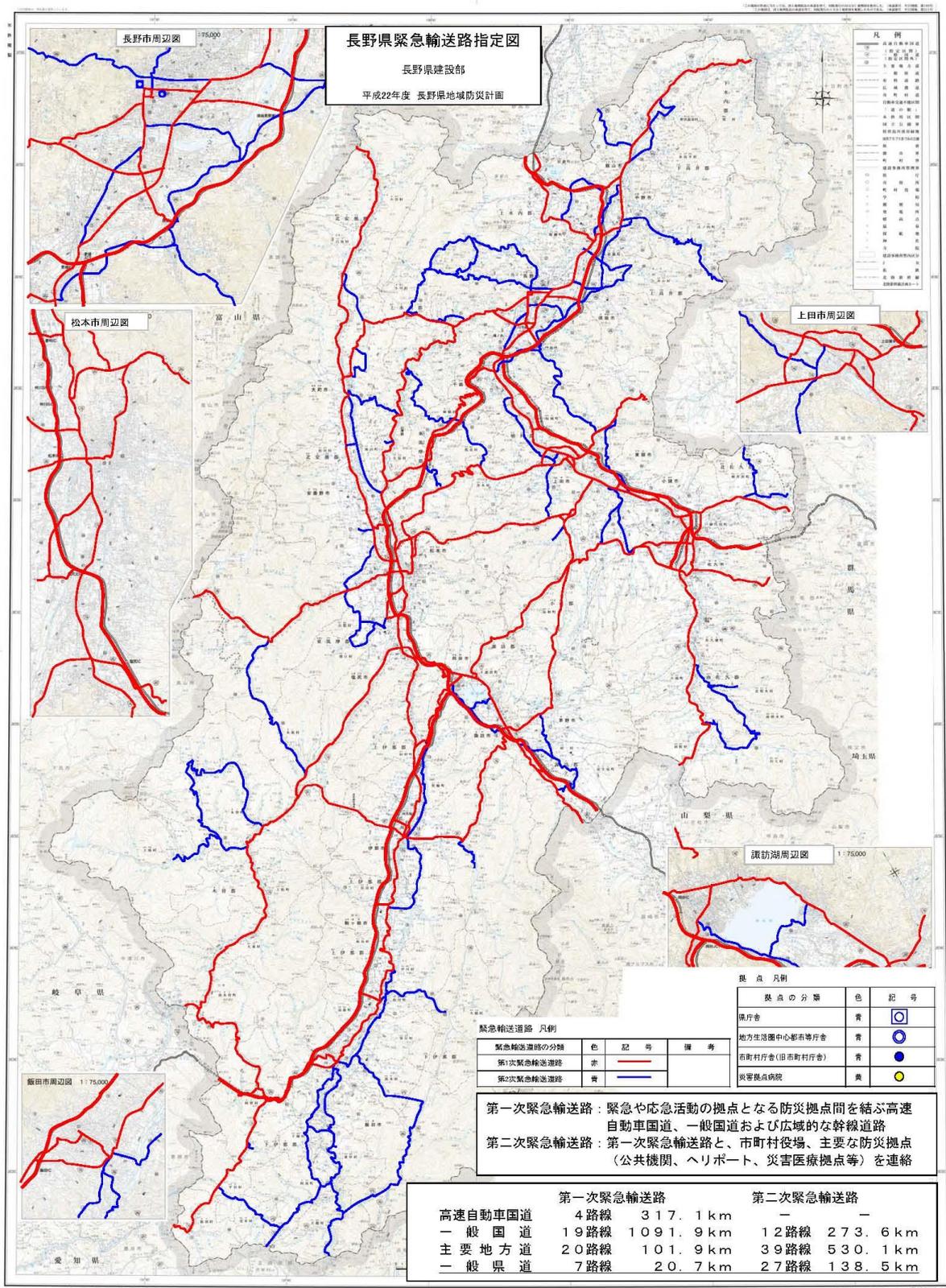
図Ⅱ—2.1.2 緊急道路障害物除去（啓開）の概念



図Ⅱ—2.1.3 緊急道路障害物除去（啓開）の様子
（岩手県宮古市）



図一Ⅱ. 2. 1. 4 県内の緊急輸送路、ネットワークを含む緊急道路障害物除去（啓開）路線



3 協力業者の緊急道路障害物除去（啓開）作業態勢

- (1) 協力業者は、緊急巡回結果を踏まえ、あらかじめ定められた割り当て区間の緊急道路障害物除去（啓開）作業を行うこととする。
- (2) 被災状況に応じ、速やかに緊急道路障害物除去（啓開）作業が行えるよう、適切なバックアップ態勢をとる。
- (3) 協力業者は、資機材の過不足が生じた場合は、建設事務所に報告し、調達状況についても定期的に報告すること。

- (1) 協力業者は、第 I 編 1. で述べた割り当て区間の緊急巡回結果を踏まえ、自主的、若しくは建設事務所等の指示に基づき適切に協力業者の建設資機材と労働力によって当該区間の緊急道路障害物除去（啓開）作業を行う。

但し、建設事務所より他区間の障害物除去（啓開）作業等の応援要請があった場合は、これに従うものとする。

なお、前段として協力業者が必要に応じて自主的に行う応急措置は、二次災害の発生・被害の拡大防止を目的に行うこととし、通行規制については所轄警察署や建設事務所の指示に従うものとする。

また、協力業者の社屋、資機材、作業員等の被災により、緊急道路障害物除去（啓開）作業が速やかに着手できない場合や、割り当て区間の被災が重大な場合など、作業が容易に着手しないしは完了できそうにないと判断される場合には、速やかに建設事務所に連絡し、調整を行うものとする。

- (2) 個々の協力業者は、あらかじめ担当区間が定められているが、協力業者が被災等により担当区間の緊急道路障害物除去（啓開）作業を速やかに着手できないことも予測される。

このため、ある区間の担当業者が作業を行えない場合は、他区間を担当する協力業者が代わって当該区間の緊急巡回・措置及び障害物除去（啓開）作業を実施できるよう、相互のバックアップ態勢をあらかじめ確立しておく必要がある。

- (3) 建設事務所は、個々の協力業者の資機材量の把握により、啓開作業が円滑に実施可能となるよう協力業者間の調整を行うとともに、建設事務所相互で資材調達の調整を行う。

なお、各建設業協会等は、市町村とも同時に協定を結び、発災時に各緊急道路障害物除去（啓開）作業を実施することも想定されるため、県を優先すべきか、市町村を優先すべきか判断に迷うことが考えられる。

各建設事務所は、原則として各市町村と協議・調整を行い、長野県地域防災計画に定める緊急交通路等に警察が指定した路線から優先的に実施することとする。

4 具体的な緊急道路障害物除去（啓開）作業内容

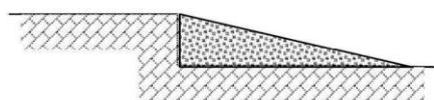
(1) 協力業者は、緊急道路障害物除去（啓開）作業として、段差等道路損壊部分の補修、並びにガレキ、放置車両、道路側に傾いた街灯、街路樹等の除去を行う。

(2) ガレキの処理や放置車両の除去等、障害物除去（啓開）作業実施にあたっては、警察、消防、市町村等と連携協力して行う。

(1) 具体的な緊急道路障害物除去（啓開）作業内容を以下に示す。

ア 路面の段差すりつけ例

・ 土砂、アスファルト合材、砕石によるすりつけ



・ 掘削によるすりつけ



・ 踏みかけ板等によるすりつけ



・ 土嚢によるすりつけ



イ 放置車両の移動方法

- ・ 人力による移動
- ・ ハンドリフトによる移動
- ・ フォークリフトによる移動
- ・ レッカー車による移動
- ・ ブルドーザ等による移動
- ・ クレーン車等による移動
- ・ その他
- ・ 掘削によるすりつけ
- ・ 土嚢によるすりつけ

(2) 災害対策基本法第76号の3によれば、車両その他物件（ガレキを含む）が緊急通行車両の通行の妨害になる場合、警察官は道路外の場所に移動、また、やむを得ない場合においては車両その他物件を破損できるとしている。（第IV編資料編参照）

緊急道路障害物除去（啓開）作業に必要な資機材のうち、陥没箇所や段差箇所にすりつけるための土砂等、最低限必要な資材については、あらかじめ各建設事務所等に備えておく必要がある。



家屋倒壊による交通規制



倒壊家屋除去



がれき倒壊、土砂流出による交通規制



がれき、土砂除去



電柱の倒壊



倒壊電柱の除去



碎石によるすりつけ



アスファルト合材によるすりつけ



土囊による応急復旧

放置車両の除去

5 ガレキ等の処理について

災害対策基本法及び長野県地域防災計画を踏まえ、ガレキ等の処理は以下の手順に従って適切に対処する。

- (1) 震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等をガレキとして扱う。
- (2) 選定された緊急道路障害物除去（啓開）路線において、障害となるガレキ等は、原則として道路脇に寄せるものとする。
- (3) (2)によりがたい場合は、市町村と協力連携し、ガレキ仮置き場（第一仮置き場）に搬入する。
- (4) 道路上の放置車両及び私有財産（被害の有無にかかわらず）については道路脇に寄せる。
- (5) (4)が大量にあり、上下1車線確保に支障をきたす場合は、警察官立会の上で付近の道路外の場所へ移動する。
- (6) 道路側に傾斜し、倒れかかっているビルや建物について、建設事務所は、市町村、警察、消防、自衛隊と協議し、その措置方法を協力業者に指示する。協力業者は、建設事務

.-震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等を「ガレキ」といい、（主に建物が破壊され破片状になったもの、二度と組み立てられない部材等）、被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施のため、適正に処理する。

- (1) 緊急道路障害物除去（啓開）とは、選定された緊急道路障害物除去（啓開）路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路を確保するために必要な最小限の対応を行うものであり、障害となるガレキ等は、原則として道路脇に寄せるものとする。
- (2) ガレキ等が大量にあり、道路脇に寄せるのみでの上下各1車線確保が困難な場合は、地域防災計画に基づく障害物の集積場所に搬入する。

6 負傷・人命救助等の緊急事態への対応

- (1) 緊急道路障害物除去（啓開）作業中に現場付近で人命が危機にさらされる等の緊急の事態が発生した場合には、自主的に必要な措置をとり、速やかに建設事務所に連絡する。
- (2) 協力業者が緊急道路障害物除去（啓開）作業中において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合にも（1）と同様な手続きをとるものとする。

(1) 緊急事態とは、例えば次のようなものがある。

- ・ガレキからの負傷者の救出
- ・火災延焼に伴う周辺住民の避難誘導
- ・緊急道路障害物除去（啓開）作業中の作業員の負傷等

以上のような事態に遭遇した場合、まず、自主的に必要な措置をとり、直接、警察や消防当局へ連絡し、当局の指示に従う。また、警察消防に連絡するとともに、建設事務所にもその旨の連絡を速やかに入れ、以降の作業の進め方等について判断を仰ぐものとする。

(2) 緊急道路障害物除去（啓開）作業中の協力業者の負傷、疾病、死亡に対しては、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例（昭和38年長野県条例第9号）に基づきこれを補償するものとする。

7 作業報告書の作成及び提出

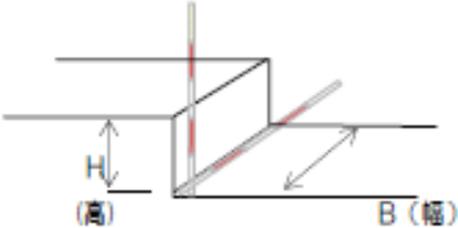
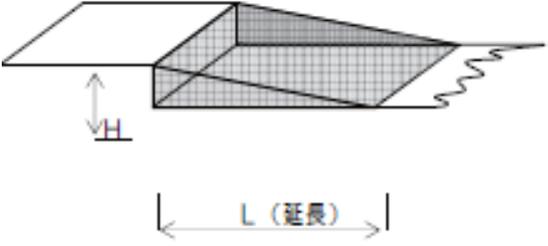
道路の被災状況並びに対処状況を記録しておくため、協力業者は、緊急道路障害物除去（啓開）作業着手前と完了後に所定の作業報告書に被害状況及び対処状況を記入するとともに、写真を撮影し作業報告書に添付する。

- (1) 災害復旧の査定申請、更に費用の精算をする場合に必要となる、最低限の情報を作業報告書として示したものである。作業報告書の様式を表Ⅱ.7.2 に示す。
- (2) 協力業者は、緊急道路障害物除去（啓開）作業終了後、作業報告書を建設事務所へ提出する。
- (3) 建設事務所は、協力業者から提出された作業報告書の内容を集約・点検し、作業結果を道路管理課へ報告する。
- (4) 建設事務所は、協力業者から提出された作業報告書の内容を集約し、協力業者の緊急道路障害物除去作業結果報告書により、速やかにその内容を道路管理課長に報告する。

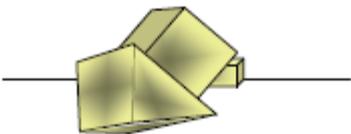
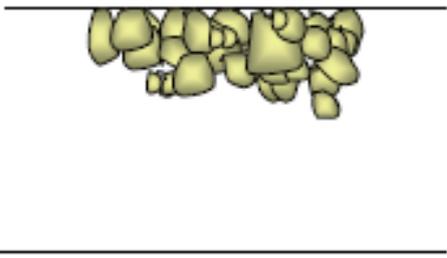
表Ⅱ.7.1 協力業者の緊急道路障害物除去作業結果報告書【建設事務所作成→道路管理課】

協力業者の緊急道路障害物除去作業結果報告書										
番号	受付日時		路線名	優先度			区 間			障害物除去作業内容
	月	日		A	B	C	付近から	～	付近まで	
	時	分								
	月	日		A	B	C	付近から	～	付近まで	
	時	分								
	月	日		A	B	C	付近から	～	付近まで	
	時	分								
	月	日		A	B	C	付近から	～	付近まで	
	時	分								

表－Ⅱ.7.2 (1)作業報告書（例：段差被害の場合）

対象区間： 一般県道 ○○線				○○～○○地籍			
地点標		km～		km			
協力業者	TEL			担当者			
作業年月日	平成 年 月 日から			担当者			
	平成 年 月 日まで						
被害状況							
・被害状況（段差発生状況）H（高）				写真（緊急巡回時に撮影したもの）			
							
対処状況							
・対処状況（段差すりつけ）H L（延長）				自主的な応急措置			
							

表－Ⅱ.7.2 (2)作業報告書（例：障害物除去の場合）

対象区間： 一般県道 ○○線				○○～○○地籍	
地点標		km～	km		
協力業者	TEL		担当者		
道路障害物除去（啓開）年月日	平成	年	月	日	から
	平成	年	月	日	まで
被害状況					
<p>・被害状況（建物倒壊状況）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 35%;"> <p>表震度 6 弱以上</p> <p>応急措置不要</p> </div> </div>					
対処状況					
<p>・対処状況（ガレキとして路側へ除去）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 35%;"> <p>（被害軽微）</p> <p>* 緊急道路障害物除去路線を優先する。</p> </div> </div>					

9 関係機関との協力

建設事務所は、緊急道路障害物除去（啓開）はもとより、震災及び大規模地震発生時の各対策を効率よく実施していくため、関係機関相互で協力するものとする。

震後の各段階における関係機関との協力内容を表－Ⅱ.9.1 に示す。

なお、地震発生時における情報連絡については、第Ⅰ編 2. 情報収集と連絡方法 に示した通りであるが、所轄警察署や所轄消防署等管内の関係機関とは、日頃から連絡調整を行い、最新の連絡ネットワークを確保しておく。

表－Ⅱ.9.1 道路管理者と関係機関との協力内容

項目	協力内容	協力機関
被災情報の交換	・管理道路及び他管理者の道路の被災状況（場所、程度）に関する情報入手	関東地方整備局（長野国道）、中部地方整備局（飯田国道）、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、市町村、警察署、消防署
迂回路、代替路の調整	・緊急輸送ネットワークの代替路線に関する調整	
占用物件被害の把握、復旧優先順位の調整	・占用企業者との被災状況（場所、程度）に関する情報交換・応急復旧の優先順位に関する調整	電気、都市ガス、電話等各占用企業者の支店・営業所
交通指導、交通規制の調整	・交通規制の状況に関する情報入手・警察官の現地応援	所轄警察署
道路障害物除去（啓開）作業	・崩土、ガレキ、落下物の処分場の確保・倒壊家屋（私有財産含む）、放置車両の移動・倒壊電柱の除去	環境部、建設部、所轄警察署、自衛隊、消防署、電気・電話会社の支店・営業所
道路利用者への広報	・道路障害物除去（啓開）・復旧作業に伴う通行規制、復旧の見通し等に関する広報内容	県災害対策本部